

令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会について

1 協議会の体系

令和2年度と変更なし

- ・文京区障害者地域自立支援協議会（以下、「親会」という。）
- ・専門部会
 - 相談支援専門部会
 - 就労支援専門部会
 - 権利擁護専門部会
 - 障害当事者部会
 - 地域生活支援専門部会

2 任期

- ・親会委員 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）
- ・専門部会委員 就任承諾日から令和4年3月31日まで

3 専門部会実施内容（案）

(1) 相談支援専門部会

相談支援体制の強化、障害児から成人への切れ目のない支援等について検討する。
文京区教育センター職員、障害児支援関係事業所職員が新規就任

(2) 就労支援専門部会

就労支援ハンドブックの作成について検討する。

(3) 権利擁護専門部会

障害者の成年後見制度について検討する。（中核機関との連携・関係団体との課題共有の検討）
文京区福祉政策課職員が新規就任

(4) 障害当事者部会

他専門部会と合同開催し、当事者の役割や参画について検討する。
民生委員・児童委員協議会と協同して開催する。

(5) 地域生活支援専門部会

駒込地区、富坂地区の地域課題への対応について検討する。
駒込地区、富坂地区の民生委員・児童委員が新規就任